

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
環境省	平成30年度電マニフェスト普及拡大事業委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境再生・資源循環局長 堀田 正 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年6月25日	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地	8010005018905	会計法29条の3第4項	-	94,167,081	-	-	公財	国認定	-		廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有
環境省	平成30年度優良産廃処理業者の情報発信に関するシステム改修業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年12月20日	公益財団法人産業廃棄物処理振興財団 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号	2010005018786	会計法29条の3第4項	-	14,182,560	-	-	公財	国認定	-		廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有
環境省	平成30年度「世界循環経済フォーラム2018」の内容等検討委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境再生・資源循環局長 山本 昌宏 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年8月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	会計法29条の3第4項	-	13,050,000	-	-	公財	国認定	-		平成30年度限りの業務	無
環境省	平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業に係るグリーンボンド発行促進プラットフォーム整備委託業務	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策戦略官 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	本業務に係る企画書審査委員会において企画書の審査・採点を行った結果、当該業務の契約候補者として対応しいものと判断された。よって、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本請負業務の契約相手方として選定し、会計法29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結した。	-	140,000,000	-	-	公財	国認定	1		平成30年度限りの事業	無
環境省	平成30年度教育環境教育・学習推進リーダー養成研修業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大森 恵子 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年6月29日	公益社団法人日本環境教育フォーラム 東京都荒川区西日暮里5-38-5	6011105004508	本業務に係る企画書審査要項に基づき、企画競争を実施したところ、提出期限までに有効な企画書の書類を提出した者は2者であった。企画書審査委員会(委員4名)において審査・採点を行った結果、公益社団法人 日本環境教育フォーラムの提案が業務について深い理解に基づく具体的、効果的、効率的な提案であり、業務の理解度、実施体制及び見直し内容においても妥当性が認められたことから、当該業務の契約候補者として対応しいものと判断された。よって、公益社団法人 日本環境教育フォーラムを本請負業務の契約相手方として選定し、会計法29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	15,980,000	-	-	公社	国認定	2		自己点検表の項目3に基づいて点検を実施した。	有
環境省	平成30年度甲狀腺モニタリングの長期継続に関する国際専門家グループにおける検討支援委託業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房環境保健部長 梅田 珠実 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都豊島区高田2-17-22	1010405009411	本業務の目的である今後の福島県「県民健康調査」に関する検討に必要な知見を収集するため、平成29年度は国際専門家グループの会合や福島県視察等を支援し、平成30年度は、平成29年度に開催された国際専門家グループの会合等を基に作成されるReport1、Report1要旨、Report1簡易版及びReport2の作成に必要な事務を支援するとともに、国際専門家グループが公表したReport1、Report1要旨及びReport2の翻訳、Report1簡易版を基にした解説書の作成及びReport1、Report2を基にした概要報告書の作成を行うこととしており、事業者が変更されると、国際専門家グループの会合等を支援した上での適切なReportの翻訳、解説書及び概要報告書の作成等がなくなる。 そのため、平成29年度契約委員会(平成29年6月5日開催)で承認を得た上で、2か年契約を前提とした一般競争入札(総合評価落札方式)を実施したところ、公益財団法人原子力安全研究協会が落札した。 同協会の平成29年度仕様書に定めた業務実施状況を「平成29年度 甲狀腺モニタリングの長期継続に関する国際専門家グループにおける検討支援委託業務に係る審査委員会」において評価したところ、同協会は平成29年度国際専門家グループの事務支援、福島県視察の調整等のための国際専門家グループや福島県等の関係機関との連絡・調整・運営をはじめ、その他仕様書に定める各業務についても適切に実施していること認められた。 また、同審査委員会において、平成30年度事業内容の実施が可能か実績等に基づいて確認したところ、履行能力が十分にあることが認められた。 そのため、公益財団法人原子力安全研究協会を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	28,092,003	-	-	公財	国認定	-		平成30年度限りの業務	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
環境省	平成30年度タラノア対話実施委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町 上山口2108-11	8021005009182	本業務の実施には、気候変動の専門的知識、交渉経緯の知見に加え、民間の知見や相違工夫が必要となる。提出された企画書が当該目的に合致していると判断されたため会計法第29条の3第4項の規程に基づき随意契約を締結するものである。	-	39,999,999	-	-	公財	国認定	1		平成30年度限りの事業	無
環境省	平成30年度二国間クレジット制度の下でのREDD+プロジェクトの実施促進に向けた調査・分析等委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年7月27日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町 上山口2108-11	8021005009182	本業務は、JCMの下でREDD+を実施するに当たり必要となる、測定・報告・検証(MRV)に係る方法論・PDDの作成並びに各種のルールの整備等を実施することを目的としている。業務の実施に当たっては、日本政府内の所管官庁(環境省、外務省、経済産業省、林野庁等)はもとより、本分野における民間有識者等の知見も活用しつつ、対象とするJCM(パートナー国の政府関係者を含むステークホルダーの見解並びに国際的な議論や科学的知見との整合を図りながら取組を実施することが必要である。本業務に係る業者を選定するため、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は2者であった。提出された有効な企画書につき、地球環境局内に設置した企画審査委員会において書面審査を行った。真正な選者の結果、関連分野での過去の実績はもとより、REDD+の実施に関する国際交渉の進展や二国間クレジット制度(JCM)の運用状況を踏まえつつJCMの下でREDD+を効果的かつ効率的に実施するために必要と考えられる。業務に対する十分な理解度並びに方法論・PDDの作成、ルールの円滑な整備、国際的な動向の把握のための調査を含む具体的な取組に係る検討・実施手法が高く評価された公益財団法人地球環境戦略研究機関による提案が、当該業務の目的に合致し、優秀であると判断したものである。このため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	10,000,000	-	-	公財	国認定	2		平成30年度限りの業務	無
環境省	平成30年度二国間クレジット制度(JCM)の国内外における理解促進・モニタリング支援・JCM+MRV+MRV方法論検討等事業促進等委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月24日	公益財団法人地球環境センター 大阪府大阪市鶴見区 地公園2番110号 9120005012202	9120005012202		-	37,948,782	-	-	公財	国認定	1		平成30年度は一般競争入札にて調達を行ったものの不随契となった。今後も一般競争入札を実施する予定である。	有
環境省	平成30年度G7等支援業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大森 恵子 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町 上山口2108-11	8021005009182	会計法第29条の3第4項 本年度と次年度が一体不可分の継続事業	-	13,000,000	-	-	公財	国認定	-		平成30年度限りの事業	無

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
環境省	平成30年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務要領に基づき公募を行い、応募のあった28件の中から外部専門家等よりなる平成30年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務評価委員会の審査を経て採択された。	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月16日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町 上山口2108-11	8021005009182	本業務は、平成30年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった28件の中から外部専門家等よりなる平成30年度低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務評価委員会の審査を経て採択された。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	15,000,000	-	-	公財	国認定	28		その他の見直し(額の減額、事業内容の精査等)	有
環境省	平成30年度二国間クレジット制度の対象国における効果的な制度実施体制の検討等及びMRV等の実施支援委託業務	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 森下 哲 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町 上山口2108-11	8021005009182	会計法第29条の3第4項	-	260,000,000	-	-	公財	国認定	1		平成28・29年度は企画競争方式を、平成30年度は参加者確認公募方式を適用したが、いずれも応募は1者のみであったため、平成31年度は随意契約にて実施した。	有
環境省	平成30年度全国野鳥保護のつどい記念式典等実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大森 恵子 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月23日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3丁目5-4番5号第10田中ビル3階	1011305001870	本業務は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために愛鳥週間(5月10～16日)に行われる「全国野鳥保護のつどい」記念式典を円滑に開催することにより、国民の野生生物保護意識の高揚に資することを目的とする。 本業務の中心行事である記念式典については、公益財団法人日本鳥類保護連盟と環境省との共催で行われており、各種事務を同連盟が担っている。また、同式典には常陸宮殿下の御臨席を賜って行っており、殿下の御成り程等について宮家との調整を円滑に行う必要がある。同連盟の総数は常陸宮殿下であり同連盟はこれまでも宮家と御成り程等の調整を円滑に実施してきた実績がある。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、公益財団法人日本鳥類保護連盟を契約の相手方とするものである。	-	17,100,000	-	-	公財	国認定	-		本業務は、(公財)日本鳥類保護連盟が発足当初からの主催者であり、環境省が昭和47年度から共催者となっている。また、普及啓発活動を継続的に行っており、宮家との調整及び式典の運営を円滑に遂行できる唯一の団体であるため、随意契約によらざるを得ない。	有
環境省	平成30年度森川海の恵みを次世代につなげるプログラム実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大森 恵子 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益社団法人日本環境教育フォーラム 東京都荒川区西日暮里5-3-5 601105004508	101105004508	本業務は、子どもの自然体験促進や世代間及び地域間の交流活性化を切口とした取組により製作した媒体等を全国や流域内で活用し、効果的な普及啓発を図るものである。 限られた予算の範囲内において当該業務を進めるためには、最大限の影響力及び波及力をもたらす企画を立案並びに実施する必要がある。特に『森里川海大好き! 読本(仮称)』の普及並びに『奥川ふるさと読本』の製作及び普及に係る業務については、業務の直接効果だけでなく波及効果まで考慮に入れると企画内容により結果が異なり、また最新の動向を反映させ社会情勢に応じたより効果的な手法により業務を実施する必要があることから、民間の有する多数の普及等の方法や効果的かつ効果的なメディア選択等についての知見や創意工夫を幅広く求め、本業務の趣旨及び目的に最もふさわしい提案に採り業務を実施することが有効である。そのため、複数の企画内容の中から、複数の企画書を提出し、最も優秀な企画書を契約相手方として選定する方法を適用する。 さらに、本業務は提案者に幅広い知見や創意工夫を元に自由な発想を求めるものであることから、現時点で詳細に業務内容を決定することは適当ではない。また、事業者の企画内容に於いてはターゲットの設定とターゲットに応じた企画内容の決定、連携して取組を呼びかける主体及びイベント内容等が異なることから、現在の仕様書(骨子)「2.業務の概要」に基づいて事業者が業務に要する費用を推計することは非常に困難である。 以上の理由から、当該業務は、総合評価落札方式による一般競争入札によることができず、企画競争方式を適用するものとした。	-	10,978,200	-	-	公社	国認定	1		早期の公告の実施や仕様書の記載内容の具体化・明確化を行ったが、一者応募であった。早期の公告実施及び仕様書の記載内容の具体化・明確化の点でさらに見直しを行う。	有
環境省	平成30年度日中トキ生息保護協力業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 松本 啓朗 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年9月12日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3丁目5-4番5号第10田中ビル3階	1011305001870	本業務は、中国側が中国陝西省洋県及びトキ保護センター等において、トキに関する各種調査を進める中国の現地専門家等に対する協力、中国におけるトキ野生復帰事業の調査分析・技術支援、中国へのトキの引き渡しにかかる事務、関連情報の収集その他を実施する。 本業務の実施に当たっては、 ① トキ保護増進事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者やトキの生態やそれを取り巻く生息環境等に関する経験及び知識を持つとともに、トキの保護に向けた科学的知見を持っている者を有していること。 ② 我が国とは体制・社会慣習等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護増進にかかる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築され、中国への渡航経験を有し、社環境等にも精通した者を有していること。 ③ トキを含めた希少鳥類の輸出入、運搬等に関する業務や関与の実績を有することが必要である。 公益財団法人日本鳥類保護連盟は、トキを始めとする鳥類に関する専門家を有し、平成24年度～平成30年度トキの生息保護増進に関する調査協力事業及び平成11年度～平成29年度日中トキ生息保護協力業務を実施し、また、これまでわが国と中国とのトキ個体の交換の全てを実施しているため、上記の要件を十分に満たしている。 また、上記の条件を満たす者が1者のみ又は複数存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、平成29年度から参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望書類については、公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみから提出があった。 過去6回参加者確認公募方式により、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外に契約相手方となり得る者が公募により確認したが、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募は皆無であったため、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみであると判断される。 さらに、今年度は本業務にトキの受け入れが含まれており、実施に当たっては中国とのトキの輸出入にかかる実績を有することが重要である。これまでトキの受け入れは平成10年度、平成12年度、平成19年度の3回実施しているが、公益財団法人日本鳥類保護連盟は全ての受け入れを担当しており、輸入手続き等の実績を有している唯一の者である。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約者として、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を結ぶものである。	-	27,450,000	-	-	公財	国認定	-		平成19～24年度は参加者確認公募方式を適用したが、いずれも応募は1者のみであったため、平成25年度以降は随意契約にて実施しているもの。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		
環境省	平成30年度コベネフィット・アップロープ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大森 恵子 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年5月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	アジア・コベネフィット・パートナーシップ (ACP) は、設立時の会合において、ACP事務局を(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)とすることで承認されている。 国際応用システム分析研究所(IIASA)は、IIASA日本委員会において、IGESがIIASA日本委員会事務局となることが決定された。 上記理由により、平成18年8月25日付財務大臣通知(計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のイの(ロ)「条約等の国際的取決めに従って、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するものと認められるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、本請負業務の契約相手方としてIGESと随意契約を締結するものである。	-	15,000,000	-	-	公財	国認定	-		本業務は、「条約等の国際的取決めに従って、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争性がない場合として、契約相手方は、(公財)地球環境戦略研究機関である必要があり、引き続き随意契約によらざるを得ない。
環境省	平成30年度環境放射線等モニタリング調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大森 恵子 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	6040005001380	本業務の遂行には、①採取した資料(放射性物質)の分析と評価を適正に行う能力、②原子力事故等が発生した場合、政府等からの要請に基づき緊急時対応が可能となる能力を有すること等が求められる。 公益財団法人日本分析センターは、上記の要件を満たしている。 また、本業務については、定期的(平成26年度及び平成29年度に実施)に、参加者確認公募方式による調達をかけているが、応募は公益財団法人日本分析センター1番のみであったことから、本業務について実施可能な契約相手は公益財団法人日本分析センター以外にない。	-	52,995,600	-	-	公財	国認定	-		「参加者確認公募方式」による契約を行った。
環境省	平成30年度北西太平洋地域海行動計画活動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大森 恵子 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5-5	5230005000125	北西太平洋地域海行動計画(以下「NOWPAP」という。)とは、閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」の一つである。 NOWPAPは日本海及び黄海をその対象海域とし、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4カ国によってその設立が採択され、その後各種活動が進められている。 1999年4月の第4回政府間会合において、地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、富山県にリモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価するための「特殊モニタリング」沿岸環境評価に関する地域活動センター(以下「GEARAC」という。)が設置された。 富山県を本拠地とする公益財団法人「環日本海環境協力センター」は、海洋における環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピュータサイエンスなどを含む様々な科学分野の熟練者や専門家を擁していることが評価され、第4回政府間会合においてGEARACに指定され、今日に至るまでその活動を続けてきている。 以上のような経緯から、本事業は平成18年8月25日付財務大臣通知(計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のイの(ロ)「条約等の国際的取決めに従って、契約の相手方が一に定められているもの」に該当し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に当たることから、随意契約を行うものである。	-	19,400,000	-	-	公財	国認定	-		本業務は、「条約等の国際的取決めに従って、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は目的が競争性がない場合として、契約相手方は(公財)環日本海環境協力センターである必要があり、引き続き随意契約によらざるを得ない。
環境省	平成30年度中国をはじめとしたアジア地域でのコベネフィット型大気汚染対策促進委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 早水 輝好 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	I. 本業務は、日中都市間連携推進、国際機関の活動に対する助言等、CCAG等のSLOPIに関する国際レベルの活動支援を通じて、アジア地域でのコベネフィット型大気汚染対策を促進することを目的に実施するものである。 本業務を遂行していくにあたっては、大気汚染及び気候変動対策に係るアジア地域の協分枠組みについて十分な知見が必要である。また、効果的な事業実施に当たっては中国の都市やアジア地域の各国の大気汚染に係る現状・ニーズ等を事前に十分に調査することが必要であり、またニーズも日々変化している状況を踏まえ、同調査は特定の文献を調べる等の方法で簡単にできるものではなく、技術的かつ多角的な視点・解析が必要であるため、同調査方針等について提案を受ける必要がある。 II. そのため、「参加者確認公募方式」による調達手続について(平成21年1月28日付環境省発第090128003号「大臣官房会計課長通知」に基づき公募をかけたところ、提出期限までに参加希望書類を提出した者は1名のみであり、応募要件を満たしているか否かの審査を行った結果、提出のあった公益財団法人地球環境戦略研究機関は応募要件を満たしていたことから、本業務について実施可能な契約相手は公益財団法人地球環境戦略研究機関以外にない。 III. 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争を許さないため、本業務の受託者として公益財団法人地球環境戦略研究機関と随意契約するものである。	-	200,000,000	-	-	公財	国認定	1		「参加者確認公募方式」による契約を行った。
環境省	平成30年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(陸生鳥類調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局長 川越 久史 山梨県富士吉田市上吉田別所597-1	平成30年4月2日	公益財団法人日本野鳥の会 東京都品川区西五反田3-9-23丸和ビル	1010705001646	会計法29条の3第4項 公募を行った結果、示した要件を満たす者が1名しかいなかったため	-	19,980,000	-	-	公財	国認定	-		自己点検表の項目1.3に基づいて点検を実施し、参加者確認公募を実施したが当該者しか応募がなかった。
環境省	平成30年度鳥類保護調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局長 川越 久史 山梨県富士吉田市上吉田別所597-1	平成30年4月2日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	2040005016886	会計法29条の3第4項 当該団体は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しない。	-	35,090,000	-	-	公財	国認定	-		標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、他者への発注は困難。

支出元府省	物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
											公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数			
環境省	平成30年度重要生 態系監視地域モニタ リング推進事業(里 地調査)	分任支出負担行為担 当官 環境省自然環境局生 物多様性センター長 川越 久史 山梨県富士吉田市上 吉田別丸尾5597 -1	平成30年5月25日	公益財団法人日本自然 保護協会 東京都中央区新川1- 16-10ミトヨビル 2F	7010005016562	会計法29条の3第4項 公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかであったため	-	33,000,000	-	-	公財	国認定	1	自己点検表の項目1.3に基づいて 点検を実施し、参加者確認公募を 実施したが当該者しか応募がな かった。	有	
環境省	平成30年度シマフ クロウ保護増殖事業 (生息状況調査・給 餌・巣箱設置等業 務)	分任支出負担行為担 当官 北海道地方環境事務 所創設自然環境事務 所長 塚田 直人 北海道釧路市幸町10 丁目3番地	平成30年4月2日	公益財団法人日本鳥類 保護連盟 東京都杉並区和田3丁 目54番5号第10田 中ビル3階	1011305001870	本業務の実施にあたっては、シマフクロウの生息や生息情報に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないように事業を実施することができる高い技術力と生態学的知見が求められる。シマフクロウの生息・生息状況に精通する関係者との情報網を持ち、シマフクロウの生息に関して助言等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者を有する者が1者のみ又は複数存在するかを確認するため参加者確認公募方式を適用したところ、一者のみ応募があり、この1者は応募要件を満たしていた。以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を締結することとする。	-	12,258,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、参加者確認公募方式 で募集した結果、参加希望書類の 提出は1者のみであった。 なお、参加条件は本業務の実施に 支障が生じない必要最小限の内容に なっており特定の業者に限定 されるものではない。	有	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。